

笠置町監査委員告示第5号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和5年2月28日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日 時	令和5年1月24日(水) 午前9時から午後0時5分まで
場 所	笠置町役場2階 議員控室
監 査 対 象	1 地域プロジェクトマネージャーについて 2 令和4年度予算で不用額を出さないため、専決処分する方法は適正と考えるか 3 いこいの館裁判の和解について 4 植村邸・伊左治邸・サテライトオフィス等の利用状況と管理状況について
収受資料等	いこいの館裁判の和解に係る資料 A4 4枚(町長作成)

2. 監査内容

地域プロジェクトマネージャー選任に係る経過及び特別交付税の算定並びに該

当基準について改めて確認するとともに、不用額を出さないために専決処分を行うことについての適正性、いこいの館裁判の和解に係る監査委員が行政に求めた各種事項に対する取組状況、植村邸・伊左治邸・サテライトオフィス等の利用状況と運営管理状況についての考えを伺うべく本監査を実施した。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

【1 地域プロジェクトマネージャーについて】

地域プロジェクトマネージャーについては、人件費相当分として特別交付税が措置されることになるが、特別交付税の性質上、実際に幾らの金額が自治体に充てられたかの証左となるものはないと伺っている。

また、当初予算積算時においては、地域活性化企業人での雇用を想定していたが、執行部が地域プロジェクトマネージャー制度に合致すると判断の上、雇用形態を会計年度任用職員に切り替えたものの、それに伴う予算措置の組み換えは行っていないとのことであった。

執行部としては、財源についても一定考慮した上で、結果的に地域プロジェクトマネージャーとして選任したのであれば、笠置町にもたらすメリット、必要性、主要事業との関連性について明確に論じてほしい。過去に遡及して理由を見繕うのではなく政策、財源、行政的判断を総合的に勘案し、予め議論しておくべきものである。本制度の趣旨を鑑みた上で対象となる旨の判断をしているのであれば、当然本制度を活用すれば良いわけだが、単に財源確保のためということであれば行政としては誤った手法であると言わざるを得ない。

また、地域プロジェクトマネージャーに係る人件費については、商工費で支出をしているとのことだが、当初予算積算時点では別の款で予算計上をしていたのであれば、任用指針を変更した時点で適宜、増減の予算措置を講ずるべきではなかったのか。商工費に幸い未執行の予算があったため支出を続けているというのは、会計法に照らし合わせた際に適切な処理と言えるのか早急に確認の上、報告を願う。

なお、令和五年度における地域プロジェクトマネージャーの活用について、十分な議論を経た上で予算計上されたい。

【2 令和4年度予算で不用額を出さないため、専決処分する方法は適正と考えるか】

不用額については専決ありきではなく、未執行額に係る執行可否を十分に精査し

た上で、3月補正において不用額を減額することが最適と考えており、従前から笠置町では専決での対応は行っていないと伺っている。

京都府町村監査委員協議会でも上記に係る議論があり、実際に専決での運用を行っている自治体もあると聞いているが、本質的には3月補正で減額をするということは当該年度の事務の見直しを兼ねた適切な事務であることから、これをなおざりにすることは出納閉鎖期間までに執行ができないから安易に専決で処理を行うことになりかねないため、専決での対応が実際に有効であるかは疑問を抱くところである。監査委員と行政との考える方向性が同じということで承知した。

【3 いこいの館裁判の和解について】

住民に対する説明については、裁判に係る論点を整理し、説明文を作成して顧問弁護士と協議を行い、いこいの館運営対策特別委員会に内容を諮った上で町のHPにおいて公表すると伺っているが、住民も高い関心を示していることから早急に対応されたい。

次に損害賠償の対応について、裁判の経過において株式会社フェイスから笠置町に対する損害賠償請求があり、指定管理料及び水道料金も含めてゼロ和解を裁判所が勧告したということを鑑みると、笠置町に対する損害賠償を裁判所が認める可能性が高い、つまり裁判所は笠置町の責任を一部容認しているであろうことから、笠置町にも損害賠償の責任があることになり、顧問弁護士にもその旨を確認済みであると伺っている。これは再三意見をしていることであるが、初回と二回目の契約内容の齟齬、つまり指定管理料としての項目不記載により、不当利得返還がなされなかったと考えられる。当時の背景としては、株式会社フェイスの運営を継続するため執行部は予算措置を考えたが、様々な事情により予算を確保できなかった。それでも執行部は運営継続を優先したため、契約書の記載内容を変更することで一定賠償にも使えるだろうという行政としての判断があったと考えざるを得ない。そのような契約書を作成すること自体が不適切な事務処理であることから、責任問題が発生するものであろう。この責任を笠置町が全て負うのか、誰かに転嫁するかについては非常に大きな問題であることを改めて認識されたい。

また、今後指定管理に係る契約書、協定書を交わす際に、法令・条例・規則を遵守し適切なスキームにはめた形で運営をしないことには、同様の問題が生じることが危惧される。この点は十分に留意されたい。

なお、公共料金の免除については、早ければ3月議会で不能欠損処理に係る条例提案を検討していると伺っている。早急に検討を進めてもらいたい問題であるが、

本条例制定は財源確保を放棄することになるため、適切な条件を細目に渡って説明できるように整理されたい。

【4 植村邸・伊左治邸・サテライトオフィス等の利用状況と管理状況について】

各施設については、利用がないまたは低調であると伺っている。令和五年度においても各施設に係る土地使用料等の予算計上を行うとのことであるが、まずは各施設が目指す姿を明確にした上で、それを達成するための手法を考えて、人手が不足するというなら地域おこし協力隊等を動員する等、利用価値や集客方法を考えるとともに抜本的な見直しも必要ではないか。現状、施設利用が低迷しているということは、職員の創意工夫が施設の活性化に直結する環境であり、逆境は全てチャンスということを認識されたい。例えばサテライトオフィスについては、決して企業がパソコン等を用いて仕事をするだけに限定する必要はなく、様々な方面で使えるように考えれば良いのではないか。職員数名がサテライトオフィス内で昼食をとってみることで、新たな発想も生まれてくるだろう。机上で考えるだけでなく、様々な場所で様々なものを見て発想し、職員間で議論をするということも業務の一環ではないか。

なお、予算計上においては前例踏襲で終わるのではなく、制限するものは制限し、新しいものを取り入れていくという感覚を是非含めてほしい。

以 上